

仕 様 書

1 業務名

地下鉄・路面電車駅勢圏人口調査業務

2 契約期間

契約締結日から令和7年1月31日

3 業務の概要

札幌市交通局では、中長期的な経営の基本計画である【札幌市交通事業経営計画（令和元～10年度）】を定めており、次期経営計画策定に向け、軌道事業及び高速電車事業における現在の乗車人員の状況調査を行う必要がある。

駅勢圏の人口推移と乗車人員の因果関係を調査することで、今後の経営計画策定に向けた基礎資料とする。

4 業務内容

(1) 駅勢圏人口調査

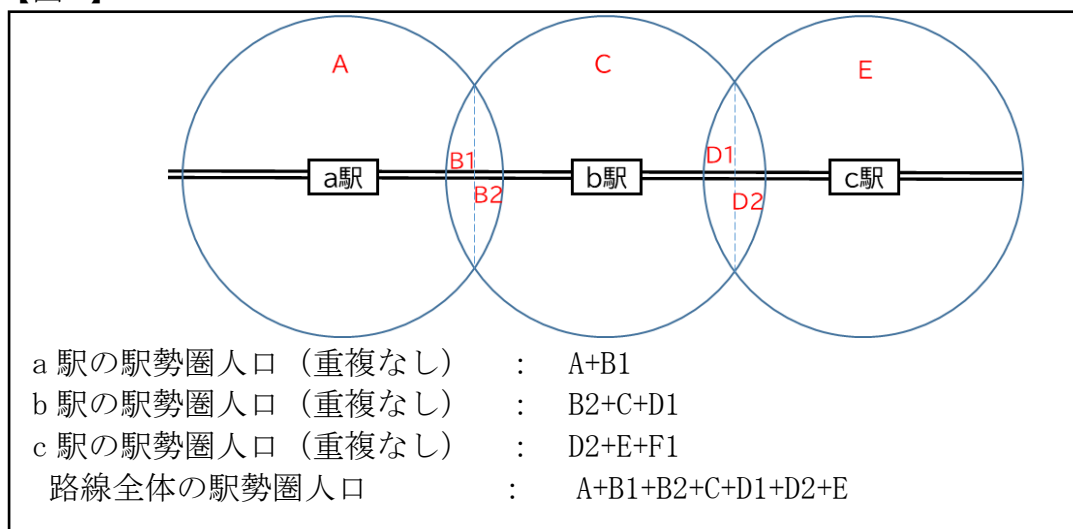
以下の人口推移について調査する。

- ① 地下鉄 46 駅の駅勢圏人口推移
- ② 路面電車 24 駅の駅勢圏人口推移
- ③ 地下鉄 3 路線の駅勢圏人口推移
- ④ 路面電車全線の駅勢圏人口推移

ア 駅勢圏

地下鉄は駅から 800m、路面電車は停留場から 300m の範囲とし、図 1 のとおり重複箇所については中心で境界を設けて別々に算出すること。

【図 1】



イ 人口

国勢調査における人口を使用し、平成2年から令和2年までの期間で、5歳ごとの年齢別、男女別の5年ごとの推移とする。

(2) 端末駅における駅勢圏の後背圏調査業務

以下の人口推移について調査する。

① 地下鉄端末駅 6 駅の駅勢圏の後背圏人口推移

ア 駅勢圏の後背圏

地下鉄端末駅に接続するバス路線を整理し、便数や経路を考慮して端末駅ごとに駅勢圏の後背圏を設定する。

イ 人口

国勢調査における人口を使用し、平成 2 年から令和 2 年までの期間で、5 歳ごとの年齢別、男女別の 5 年ごとの推移とする。

(3) 報告書作成

本業務の結果及び、駅勢圏の人口推移と乗車人員の因果関係について取りまとめた報告書を作成する。

5 打合せ

打合せ協議を 2 回実施する。

6 納品物

(1) 着手時

- ・ 業務着手届
- ・ 業務日程表

(2) 完了時

- ・ 業務完了届
- ・ 成果品目録
- ・ 成果品（報告書等）

8 納品場所

交通局庁舎内の別途指定する場所

9 契約金の支払方法

業務を完了したときは、業務完了届をもって委託者に通知し、委託者による検査を受けること。完了検査に合格した後に、契約金の支払いを請求できることとする。

10 その他

(1) 進行状況の報告

業務の進行状況について、委託者から問い合わせがあった時はその都度報告すること。また、業務内容については、その都度委託者の目的に合致しているか、確認すること。

(2) 成果物等に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしない

よう留意すること。また、成果物の納入後、その内容が要求品質を満たしていないものについては、受託者の責任において関連する項目を再検査し、当該個所の修正を行うこと。

(3) 品質管理

作業全般に渡って、成果品及び作業に対する品質方針・品質目標を定め、品質目標を達成するための手順を確立し、維持すること。この中には、目標の達成に係る是正・見直しの手順及び方針・目標の見直しの手順を含むこと。

(4) 環境に対する配慮

受託者は、本業務に従事する者に本市「環境方針」を周知し、環境配慮に対する取り組みについて理解させるとともに、本市環境マネジメントシステムに準じて環境負荷の低減に配慮しながら業務を遂行すること。

(5) データ保護に関する事項

受託者はデータの紛失、滅失、棄損、盗難等を防止するために必要な措置を講じ、適正な管理を行わなければならない。また、受託者及び受託者からの指示で作業に従事している者またはしていた者は、本業務の期間中はもちろん、期間終了後においても、本業務を通じ知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(6) 協議

仕様書で明記のない点、または疑義のある点が生じた場合については、委託者と受託者の間で協議を行い、その決定に従うこと。その他必要事項は、委託者と連絡を密にし、内容を協議する。要求仕様に変更等があった場合には、仕様変更部分や影響範囲について委託者と受託者間で協議し、変更部分の文書化、ドキュメントの整備をおこなう。

仕 様 書

1 業務名

地下鉄・路面電車駅勢圏人口調査業務

2 契約期間

契約締結日から令和7年1月31日

3 業務の概要

札幌市交通局では、中長期的な経営の基本計画である【札幌市交通事業経営計画（令和元～10年度）】を定めており、次期経営計画策定に向け、軌道事業及び高速電車事業における現在の乗車人員の状況調査を行う必要がある。

駅勢圏の人口推移と乗車人員の因果関係を調査することで、今後の経営計画策定に向けた基礎資料とする。

4 業務内容

(1) 駅勢圏人口調査

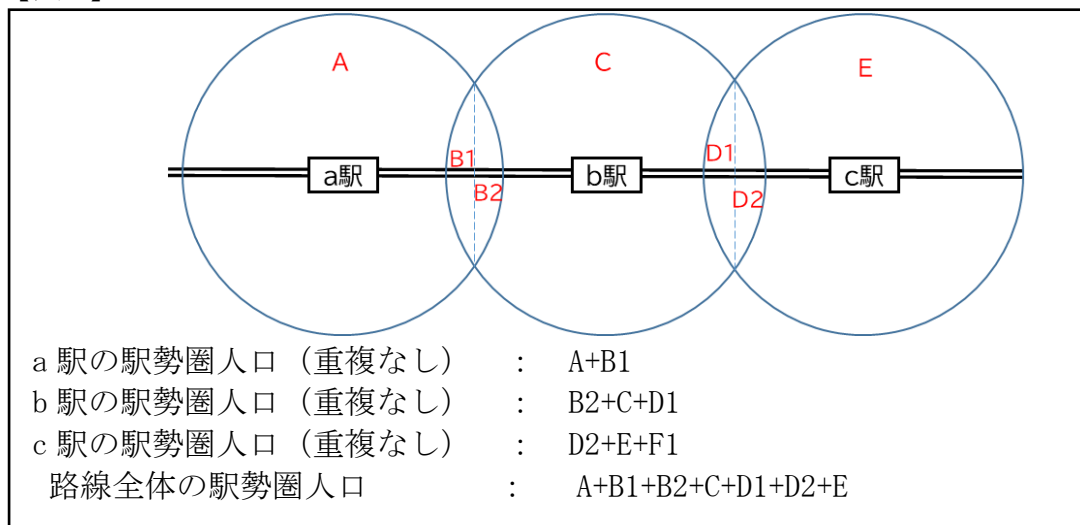
以下の人口推移について調査する。

- ① 地下鉄 46 駅の駅勢圏人口推移
- ② 路面電車 24 駅の駅勢圏人口推移
- ③ 地下鉄 3 路線の駅勢圏人口推移
- ④ 路面電車全線の駅勢圏人口推移

ア 駅勢圏

地下鉄は駅から 800m、路面電車は停留場から 300m の範囲とし、図 1 のとおり重複箇所については中心で境界を設けて別々に算出すること。

【図 1】



イ 人口

国勢調査における人口を使用し、平成7年から令和2年までの期間で、5歳ごとの年齢別、男女別の5年ごとの推移とする。

(2) 端末駅における駅勢圏の後背圏調査業務

以下の人口推移について調査する。

① 地下鉄端末駅 6 駅の駅勢圏の後背圏人口推移

ア 駅勢圏の後背圏

地下鉄端末駅に接続するバス路線を整理し、便数や経路を考慮して端末駅ごとに駅勢圏の後背圏を設定する。

イ 人口

国勢調査における人口を使用し、平成 7 年から令和 2 年までの期間で、5 歳ごとの年齢別、男女別の 5 年ごとの推移とする。

(3) 報告書作成

本業務の結果及び、駅勢圏の人口推移と乗車人員の因果関係について取りまとめた報告書を作成する。

5 打合せ

打合せ協議を 2 回実施する。

6 納品物

(1) 着手時

- ・ 業務着手届
- ・ 業務日程表

(2) 完了時

- ・ 業務完了届
- ・ 成果品目録
- ・ 成果品（報告書等）

8 納品場所

交通局庁舎内の別途指定する場所

9 契約金の支払方法

業務を完了したときは、業務完了届をもって委託者に通知し、委託者による検査を受けること。完了検査に合格した後に、契約金の支払いを請求できることとする。

10 その他

(1) 進行状況の報告

業務の進行状況について、委託者から問い合わせがあった時はその都度報告すること。また、業務内容については、その都度委託者の目的に合致しているか、確認すること。

(2) 成果物等に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしない

よう留意すること。また、成果物の納入後、その内容が要求品質を満たしていないものについては、受託者の責任において関連する項目を再検査し、当該個所の修正を行うこと。

(3) 品質管理

作業全般に渡って、成果品及び作業に対する品質方針・品質目標を定め、品質目標を達成するための手順を確立し、維持すること。この中には、目標の達成に係る是正・見直しの手順及び方針・目標の見直しの手順を含むこと。

(4) 環境に対する配慮

受託者は、本業務に従事する者に本市「環境方針」を周知し、環境配慮に対する取り組みについて理解させるとともに、本市環境マネジメントシステムに準じて環境負荷の低減に配慮しながら業務を遂行すること。

(5) データ保護に関する事項

受託者はデータの紛失、滅失、棄損、盗難等を防止するために必要な措置を講じ、適正な管理を行わなければならない。また、受託者及び受託者からの指示で作業に従事している者またはしていた者は、本業務の期間中はもちろん、期間終了後においても、本業務を通じ知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(6) 協議

仕様書で明記のない点、または疑義のある点が生じた場合については、委託者と受託者の間で協議を行い、その決定に従うこと。その他必要事項は、委託者と連絡を密にし、内容を協議する。要求仕様に変更等があった場合には、仕様変更部分や影響範囲について委託者と受託者間で協議し、変更部分の文書化、ドキュメントの整備をおこなう。